

たごうら児童クラブ 高学年サポート制度規程

(名称)

第1条

この規程を、たごうら児童クラブ高学年サポート制度規程とする。

(目的)

第2条

たごうら児童クラブ高学年児童の自立支援を目的とする。

(対象児童)

第3条

4月1日現在、田子浦小4年生以上の留守家庭児童で、児童クラブを継続して希望する児童、または運営委員会会長が必要を認めた児童とする。

(活動場所)

第4条

たごうら児童クラブ 富士市中丸98番地 とする。

(活動日及び活動時間)

第5条

平日 → 放課後から18時まで (延長: 18時30分まで)

学校休業日 (春・夏・秋・冬休み・代休等)

→ 7時30分から18時まで (延長: 18時30分まで)

※日曜日・国民の休日・お盆及び年末年始(12月29日から1月3日)は原則として行わない。

(運営方法)

第6条

1 目標

児童が家庭と同じように、放課後を健康で安全に安心してすごせる拠点とする。

2 サポート範囲

指導員は、外出中の児童においても、支援指導上必要な情報があれば保護者に伝える。

3 外出

- (1) 児童は、各家庭における保護者との約束を前提に、クラブのきまりの範囲内であれば、指導員に伝えることにより自由に外出できる。
- (2) 指導員は児童の申告を認め、必要でない限りは指導員から保護者への連絡をしない。

4 帰宅

(1) 平日

一般児童の下校時と異なる時間帯の一人帰宅は、安全重視のため認めない。必ず保護者が迎えに来るものとする。

(2) 学校休業日

一人登所及び一人帰宅は、児童の安全な時間帯（9時～17時、但し冬は暗くなる前）において認めることとする。

5 手続き

希望者は、登録期間（連続する3ヵ月間）と期間中の利用予定日を決め、事前に申し込む。但し定員状況により利用予定日の調整がある。

(会費)

第7条

- 1 登録料のほか利用料、さらに時間延長の場合は延長料を徴収する。
- 2 登録料：15,000円／3ヵ月
兄弟割引（2人目以降）13,500円、単親割引12,000円
- 3 利用料：平日 300円／日
学校休業日（春夏秋冬休み・代休） 600円／日
土曜日 500円／日
- 4 延長料：18時1分から30分まで 200円／15分毎

(申し込み)

第8条

- 1 利用開始月の前月に申し込むものとする。但し、開始月が5月以降の利用希望者は、3月末までに仮申し込みをすること。
- 2 開始月の1日から1週間以内に、決められた登録料を指定の口座に振込むこと。入金がない場合、登録は取り消しとする。
- 3 登録期間は連続する3ヵ月間を1区切りとする。継続又は再登録も可。但しこの際入会金は不要。
- 4 登録料の返金はない。

(集金)

第9条

1 登録料

初月一括払いで3ヵ月毎更新とし、各会員がJA富士市田子浦支店の当クラブJA口座に直接振り込む。

2 利用料及び延長料

毎月末に集計し、利用翌月に集金袋にて現金集金とする。
集金袋の配布日は翌月5日、支払期日は翌月10日。
未納の場合、登録取り消しとなる。

(出席予定表)

第10条

人数把握(登所の確保)のため予定表を提出すること。提出後の予定変更については早めに指導員へ直接申し出ること。
特に、代休日の前日に申し込みの場合、定員状況による判断となる。

(児童クラブ共済の加入等)

第11条

予期しない事故等が発生した場合、クラブは公的な組織ではないためその事故責任・賠償などを運営委員会・指導員・保護者等に求めることは困難であることから、児童クラブ共済に加入する。加入期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第12条

定めのない事項については、たごうら児童クラブ規約に準ずる。

(附則)

平成21年4月1日より施行
平成22年4月1日 改正